

令和6年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午後1時30分から午後3時20分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行		
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利	須山	中村 偉文				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 関野悠樹 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎 書記 佐野久美

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	8	高草 富一
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 報第 2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(3) 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和6年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。

本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、8番 高草富一委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議長

ただ今の報第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま

す。
次に、報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第2号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま

す。
次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事

事務局 はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、須山 浅間神社から北西に約350メートルのところに位置します。

申請地は調整区域内の青地農地です。

面積は766㎡で、地目は登記簿が田、現況が農業用施設用地です。

渡人は平成14年に売買により申請地を取得しました。

現在は申請地及び隣接する受人の農地の上にイチゴ用の農業用ビニールハウスが
設置されており、令和元年10月～令和7年9月までの6年間で賃貸借で認定農業者
へ利用権設定されています。

今回、渡人は市外に住んでおり、高齢で今後の管理が難しいため、受人に相談した
ところ、売買することで話がまとまり申請に至りました。

受人は経営農地が約16,000㎡あり、露地野菜を栽培しています。

耕作は受人の家族3名で行っており、農業経験については受人が40年、受人の妻
が30年、子が5年あり、経験や技術は問題ありません。

必要な農機具も所有しています。

申請地取得後の経営農地は、16,757㎡です。通作にかかる時間は車で3分程度です。

所有する農地についても、適切に維持管理され、従事日数の基準や地域との調和に
ついて問題ありません。

なお、3条許可後は、改めて受人と現在利用している認定農業者との間で中間管理
事業による利用権を設定する予定です

耕作計画によると、利用権設定の終了等で自身で耕作することになった際には露地
野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局

事務局より追加の説明事項があります。

現在、申請地は隣接地の受人が所有している農地と合わせて中間管理による利用権が設定されていますが、利用権設定したままでは3条申請はできないため、先ほど報告があったように一度合意解約した後、改めて、受人と耕作者の認定農業者と利用権設定をします。

農地法第3条許可においては、自ら耕作を行っていくと認められる者に対して許可されるものとありますが、それは資産保有目的や転用目的での農地取得を取得を排除する必要があるためです。受人には添付資料として、申請地を耕作することになった場合、営農することについて書面をいただいています。

しかし、今回の案件において、許可できないとなった場合、渡人は申請地を手放すため、現在効率的に利用されている農地の利用権設定を更新せず、別の人に売却することも考えられ、当市の農業振興、農地の効率的な利用に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、農地法の第一条に目的が示されていますが、「農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」とあり、許可することが農地法の目的達成につながると考えております。

また、このことについて関東農政局（国）に相談したところ、「その土地についての利用権設定の存続期間の満了その他の事由により、受人がその土地を自らの耕作することが可能となった場合において、耕作すべき農地の全てを効率的に利用して耕作できると認められれば、許可できると例外が定められている。最終的には農業委員会の判断になる。」との回答でした。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員

案件が複雑なため、もう一度内容を確認したいのですが。

事務局

今回、譲受人が自ら耕作を行っていくとすれば複雑ではありませんが、現在利用している認定農業者に、継続して耕作していただくために、報第1号にありますように、一度解約とさせていただき、改めて農地中間管理事業による利用権を設定していただくということになります。

議長

ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第1号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第1号 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第1号 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、東小学校体育館から東に約 30 メートルのところに位置します。
申請地は市街化区域内の白地農地です。
面積は 630 ㎡で、地目は登記簿が田、現況が畑です。
渡人と受人は姉妹で、令和 4 年に相続により共有名義で農地を取得しました。
現在は、申請地を含む一帯の農地を共同で耕作管理しています。
今回、5 条届出の報告と 3 条許可申請が同時にありますが、転用部分は芹澤氏、農地部分は受人が単独で所有することで共有物の分割の話がまとまったものです。
受人は令和 4 年の相続後から営農を始めましたが、農地は適切に耕作管理されております。
経営農地は 945 ㎡ありますが、5 条届出、3 条許可後の経営農地は、630 ㎡です。
耕作は夫婦 2 名で行い、必要な農機具も所有しております。
取得後は引き続き、露地野菜、果樹を栽培します。
通作にかかる時間は車で 10 分程度です。
耕作計画によると、露地野菜、果樹の栽培をする予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 ただ今の議第 1 号 番号 2 について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局 事務局より追加の説明事項があります。
現地調査を行った際に、農地の一部に砕石が敷いてあった件について確認したところ、農地を耕作する際に車両を停める場所がないため、奥の工事に合わせて乗り入れを作ったとのことでした。
これについては、耕作する者が、その農地を自らの耕作する農地の利用の増進のために転用する場合、農地転用許可不要となっています。
また本件は、報第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出に対する受理についての案件と関連しており、二人の共有になっていたものを単有にする際、市街化区域のため 5 条の届出と 3 条の許可申請が必要となります。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今の議第 1 号 番号 2 について、質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第 1 号 番号 2 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和 6 年度裾野市農業委員会 4 月総会を閉会します。

令和 6 年 4 月 1 0 日 (会議録署名人)

7 番署名人 鈴木 知華

8 番署名人 高草 高